

大和市剣道連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は、大和市剣道連盟(以下、本連盟という)と称し、神奈川県剣道連盟に所属する。

第2条 本連盟の事務所を事務局長宅に置く。

第3条 本連盟に支部を置くことができる。支部に関しては、別に定める規約付則(支部細則)による。

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟は、剣道の振興を図ると共に、会員相互の親睦融和を図り、青少年育成に貢献するものとする。

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 剣道(居合道を含む以下同じ)に関する大会、加盟団体の合同稽古の開催並びに後援
- (2) 剣道の審査に関わること
- (3) 剣道に関する講演等の開催並びに調査、研究、指導
- (4) 剣道に関する功労者の表彰及び上申
- (5) 対外試合等の選手等の派遣
- (6) その他、本連盟において必要と認める事項

第3章 会 員

第6条 本連盟は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員(名誉顧問・相談役)
- (3) 賛助会員

第4章 支部の設置及び脱退

第7条 本連盟の支部の設置及び脱退は、常任理事会の承認を要する。

第5章 権利及び義務

第8条 本連盟の会員は、次の権利及び義務を有する。

- (1) 所定の手続きを経て、施設を使用することができる。
- (2) 本連盟主催の大会、研究会、講習会等に出席することができる。
- (3) 称号取得の推薦並びに手続き、段級の審査を受けることができる。
- (4) 別に定める会費を納入しなければならない。
- (5) 本連盟の発展に心掛け、義務に反し体面を汚さざるよう心掛けなければならない。

第6章 機 関

第9条 本連盟に、次の機関を置く。

(1) 理事会

(2) 常任理事会

第 10 条 理事会は、本連盟の最高議決機関であつて、本部役員、監事、常任理事及び理事をもって構成する。

第 11 条 理事会は、毎年 4 月会長が招集し、必要に応じ臨時に招集することができる。

第 12 条 理事会は次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画

(3) 役員を選出及び上部団体へ派遣する役員

(4) 上部団体への加盟及び脱退

(5) 予算及び決算

(6) その他、重要事項

第 13 条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、本部役員および常任理事で構成し、企画立案、緊急事項の議決に当たる。

第 14 条 前二条に示す各機関の会議は、それぞれ構成員の半数以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意によって決定する。

第7章 役員

第 15 条 本連盟には、次の役員を置く。また必要に応じて名誉顧問・相談役を置くことができる。本連盟の組織については、別に定める「大和市剣道連盟組織について」による。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 3 名

(3) 理事長 1 名

(4) 副理事長 若干名

(5) 事務局長 1 名

(6) 事務局 若干名

(7) 会計 2 名 以上本部役員

(8) 監事 2 名

(9) 理事 若干名

(10) 常任理事 若干名

第 16 条 本連盟の役員を選出方法は、次のとおりとする。

(1) 本部役員及び監事は理事総会において選出する。

(2) 本部役員の分担については会長が委嘱する。

(3) 常任理事は理事の互選による。

(4) 理事は、加盟会員の互選による。

(5) 名誉顧問・相談役は理事会において選出し、会長が委嘱する。

第 17 条 本連盟役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、これを統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときには代理する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、会務に当たる。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会務の審議及び実施に当たる。
- (5) 常任理事は、常任理事会を構成し、会務の審議及び実施に当たる。
- (6) 監事は会計を監査する。
- (7) 事務局長は、会長、理事長の命を受けて事務を司る。
- (8) 名誉顧問及び相談役は本連盟の事業推進について会長の諮問に応じる。

第 18 条 役員の仕事は 2 年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。役員は任期終了後も後任者が就任するまでは、その職を行うものとする。

第 8 章 級位審査

第 19 条 本連盟の会員の級位審査については、神奈川県剣道連盟より任命された範囲において、定められた基準従って、会員に対して剣道の級位を付与することが出来る。

第 9 章 会 計

第 20 条 本連盟の経費は、会費、手数料、補助金、寄付及びその他の収入をもって当たる。会計の執行に関しては別に定める。

第 21 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 22 条 本連盟の決算は、3 月末までに終了し、監事の監査を経て理事会に報告しなければならない。

第 10 章 附 則

第 23 条 施行細則を定める場合は、常任理事会の審議をもって決する。

第 24 条 本規約は、昭和 39 年 4 月 1 日より施行する。

第 25 条 本規約は、平成元年 4 月 1 日一部改正し、施行する。

第 26 条 本規約は、平成 24 年 4 月 1 日一部改正し、施行する。

第 27 条 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日一部改正し施行する。